

新入園児童の 保護者の方へ

保育料無償化の手続き（認定申請）は
お済みですか？

お子さんが幼稚園や認可外保育施設など
に入園する方は、利用施設の種類などに
よって、利用料無償化の事前手続きが必
要となる場合があります。詳しくは市ホー
ムページをご覧ください。

▶無償化の対象となる費用：
対象施設・サービスの利用料



（保育料）※食材料費、通園送迎費、行
事費などの保育料以外の費用は、これま
でどおり保護者の負担となります。

▶申請期限：入園する1カ月前まで

▶申請方法：下記問い合わせ先まで、認定
申請書などの必要書類を提出してくださ
い（申請書様式などは市ホームページからダ
ウンロードできます）。

※既に入園予定の施設などから必要書類
を受け取り、みらいこども課に提出が済
んでいる方は、改めて提出する必要はあ
りません。

※認定申請書の提出日以前の利用分は無
償化の対象となりませんので、ご注意く
ださい。

☎ 伊奈庁舎みらいこども課（内線 4204）

取手地方広域下水道組合 令和6年度入札参加資格審査受付

取手地方広域下水道組合が発注する工事
の請負、設計・測量・地質調査などの業
務委託、物品・役務の提供などの契約に
係る競争入札に参加を希望する方は、申
請書類を提出してください。

▶提出書類

○申請書および添付書類一式 ※詳しく
は提出要領をご覧ください。



○電算入力用紙（取手地方
広域下水道組合統一様式）

※提出要領、申請様式、電算入力用紙は、
取手地方広域下水道組合ホームページか
らダウンロードできます。

▶受付期間：1月31日(水)～2月2日(金)

※受付最終日消印有効

▶提出方法：郵送または信書便のみ

▶郵送先：下記問い合わせ先まで

☎ 〒302 - 8558 茨城県取手市小文間
173番地 取手地方広域下水道組合総務
課 契約検査係 ☎ 0297 - 74 - 4174

市競争入札参加資格申請を 追加で受け付けます

本市が発注する建設工事、業務委託および物
品納入などの競争入札へ参加を希望する方の
「入札参加資格申請」を追加で受け付けます。

▶受付期間：2月1日(水)～15日(水)（土・
日・祝日を除く）

▶提出書類：詳しくは市ホー
ムページをご覧ください。



▶申請方法：郵送のみ

▶登録期間：4月1日(月)～令和7年3月
31日(月)

▶申請先：下記問い合わせ先まで

☎ 〒300 - 2395 つくばみらい市福田
195 つくばみらい市総務部財政課契約
検査係（内線 2207）

化学肥料削減に取り組む 農業者を支援

県では、肥料価格の高騰による農業経営へ
の影響を緩和するため、化学肥料削減に取
り組む農業者に対し、肥料価格高騰につ
いて一定割合の費用を支援します。

▶対象肥料：令和5年秋肥分（令和5年
6～10月に納品または購入分）

▶支援額：肥料価格高騰分の1/3以内（認
定農業者などは2/3以内）

▶申請期限：1月19日(金)



▶申請方法など、詳しくはホー
ムページをご覧ください。

☎ 化学肥料削減緊急支援事業支援金審査
デスク ☎ 029 - 301 - 5338



相談

税理士による 無料還付申告相談

▶日時：2月1日(水) 午前10時～正午、
午後1時～4時

▶場所：関東信越税理士会土浦支部
（土浦市中央1-11-19）

▶対象：給与所得者・年金受給者で年収
600万円以下の方

▶持ち物：源泉徴収票、各種所得控除証
明書、マイナンバーカード、振込先口座
が分かるもの

▶予約方法：1月23日(火)までに電話で申
し込み

☎ 関東信越税理士会土浦支部
☎ 029 - 824 - 5055

今年度最後の開催です！ 空き家の無料相談会

空き家のことについてお困りの事はありま
せんか？ 相続や売買など、空き家に関す
るお悩みを各分野の専門家に無料で相談で
きるチャンスです。これを機会に、家の将
来のことを家族で話し合ってみませんか。

○「正直、空き家を持って余しています」
→相談して利活用につなげましょう！ 古
い空き家でも意外と需要があります。そ
の場で空き家バンクへの登録申請もでき
ますよ（お手伝いします）。

○「どうしたらいいか、まったく分からない」
→とにかく相談してみましょう！ 相談会か
ら今後についてのヒントが見つかるかも。

○「親の名義だし、自分には関係ないかな？」
→あなたが相続人ではありませんか？ 空き
家は、所有者（相続人）が対応しない限り
解決しません。他人事ではなく、自分事です。

○「遠方だから、市役所まで行けないや」
→安心してください、オンラインでも相
談できますよ！ パソコンがなくてもスマ
ホがあればどこでもOK！

▶日時：2月10日(土) ※1組あたり40分
①午後1時20分 ②午後2時10分
③午後3時5分 ④午後3時55分

▶場所：伊奈庁舎3階 会議室

▶対象：市内に空き家を所有している方
もしくは関係者の方、今住んでいる家が
将来的に空き家になるおそれのある方

▶相談方法：個別ブースでの対面による
相談、もしくはオンライン（Zoom使用）
での相談 ※オンライン相談は、相談日
当日までにZoomの使用環境が整ってお
り、ご自身で利用できる方に限ります。

▶定員：各回2組（先着順）

▶相談員：司法書士、宅地建物取引士、
建築士（相談員3人1組で対応）

▶相談内容：空き家の相続および登記な
どに関すること、売買に関すること、調
査や改修に関すること など

▶相談費用：無料

▶申込方法（事前予約制）

1月10日(水) 午前8時30分から電話・
メールフォームで申し込みを受け付けま
す。第1回、第2回ともに好評で、すぐ
に予約が埋まってしまいました。お申し
込みはお早めに！

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線
5405）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント